

広島県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所吳支所において、令和八年二月五日までの間、縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

広島県知事 横田美香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道音戸倉橋線	呉市倉橋町字石持一五五番一地先から 呉市倉橋町字石持一四三番一地先まで	令和八年一月二二日